

令和4年6月1日

相続定期預金「絆^{きずな}」取扱い開始について

飯能信用金庫（本店:埼玉県飯能市、理事長：松下寿夫）は令和4年6月1日（水）より、**相続定期預金「絆^{きずな}」**の取扱いを開始します。

相続手続き完了の日から2年以内に、相続による資金を原資としてお預け入れいただくことで、優遇金利が適用される定期預金です。

花言葉“絆”を意味するヒルガオ、“感謝”を意味するカンパニュラをモチーフにデザイン。大切な方から受け継いだ証を、次世代へと繋ぎ、育てていただきたいとの思いが込められています。



商品の概要

商品名	相続定期預金「絆 ^{きずな} 」
ご利用いただける方	（1）（2）にいずれも該当するお客さま （1）被相続人の相続手続き完了の日から2年以内に、相続による資金をお預け入れいただける個人の方 （2）当金庫営業エリア内に居住、または勤務している個人の方
お預入金額	100万円以上 相続により取得した金額以内 ※当金庫以外で相続手続きを行い取得された資金も対象となります。
お預入期間	6ヶ月（満期後自動継続）
適用金利	店頭表示金利に0.3%プラスした優遇金利を適用 ※適用金利は当初契約日から初回満期日までとし、自動継続後はスーパー定期6ヶ月物の基準金利が適用となります。

商品の詳しい内容につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

■本件に関する問い合わせ■
各店舗へお問い合わせください
<https://www.shinkin.co.jp/hanno/>

